o) t) w)	*29 f.* *3 kHz*	*8 f.* *3 kHz*	*36 f.* *3 kHz*	*41 f.* *3 kHz*	*56 f.* *3 kHz*	*15 f.* *3 kHz*	*53 f.* *3 kHz*	*10 f.* *3 kHz*
限界(kHz)	4438	6525	8815	13200	17410	19800	22855	26175

a)　第Ⅰ節B部を参照すること。

b)　第Ⅲ節B部を参照すること。

c)　この周波数帯は、海洋データ伝送用のブイ局及びこれらのブイ局に問い合わせる局にも使用することができる。

d)　第Ⅱ節B部を参照すること。

e)　第Ⅳ節B部を参照すること。

i)　単側波帯の無線電話による遭難並びに安全の目的のための船舶局及び海岸局のこれらの補助周波数帯における搬送周波数4125kHz、6215kHz、8291kHz、12290kHz及び16420kHzの使用に関しては、第31条を参照すること。

j)　NBDP電信による遭難及び安全の目的のための船舶局及び海岸局のこれらの補助周波数帯における割当周波数4177.5kHz、6268kHz、8376.5kHz、12520kHz及び16695kHzの使用に関しては、第31条を参照すること。

k)　デジタル選択呼出しを使用する遭難及び安全の目的のための船舶局及び海岸局のこれらの補助周波数帯における4207.5kHz、6312kHz、8414.5kHz、12577kHz及び16804.5kHzの周波数の使用については、第31条を参照すること。

l)　対に組み合わされる周波数（船舶局/海岸局）4208/4219.5kHz、6312.5/6331kHz、8415/8436.5kHz、12577.5/12657kHz、16805/16903kHz、18898.5/19703.5kHz、22374.5/22444kHz及び25208.5/26121kHzは、デジタル選択呼出しのために第一に選択される国際周波数である（第54条参照）。

m)　これらの周波数帯の周波数は、デジタル変調方式を使用する海上移動業務の局からの保護を求めないことを条件として、A1A又はA1Bのモールス電信にも使用することができる。そのように割り当てられたいかなる周波数も100Hzの倍数でなければならない。主管庁は、帯域内でそのように規則正しい分配を保証しなければならない。

n)　割当周波数4210kHz、6314kHz、8416.5kHz、12579kHz、16806.5kHz、19680.5kHz、22376kHz及び26100.5kHzは、海上安全情報（MSI）の送信のための専用の国際周波数である（第31条及び第33条参照）。

o)　4209.5kHzの周波数は、NAVTEX形式の情報を送信するための専用の国際周波数である（第31条及び第33条参照）。

p)　注i)、j)、n)及びo)の付された周波数を除き、これらの補助周波数帯は、（例えば、ITU-R勧告M.1793に記載されているような）海上移動業務におけるデジタル変調方式のための周波数帯である。この場合、第15.8条の規定が適用される。

q)　デジタル変調方式を使用する海上移動業務の局からの保護を求めないことを条件として、主管庁によりNBDP電信に使用することができる。

r)　デジタル変調方式を使用する海上移動業務の局に対し混信を生ずることなく、保護を求めないことを条件として、広帯域電信、ファクシミリ及び特殊なデータ伝送に使用することができる。

s)　4345-4351kHz、6495-6501kHz及び8701-8707kHzの周波数帯は、デジタル変調方式を使用する海上移動業務の局からの保護を求めないことを条件として、第52.177号の規定に基づいて、単信（単側波帯）無線電話（3kHzの規則的な間隔）に使用することができる。

t)　4065-4146kHz、4351-4438kHz、6200-6224kHz、6501-6525kHz、8195-8294kHz、8707-8815kHz、12230-12353kHz、13077-13200kHz、16360-16528kHz、17242-17410kHz、18780-18825kHz、19755-19800kHz、22000-22159kHz、22696-22855kHz、25070-25100kHz及び26145-26175kHzの周波数帯は、付録第25号の割当計画に従って、デジタル変調方式を使用する海上移動業務の局に対し混信を生ずることなく、保護を求めないことを条件として、ITU-R勧告M.1798に述べるデジタル変調方式に使用することができる。デジタル変調方式は、占有周波数帯幅が2800Hzを超えないこと、全て１周波数チャネル内に位置すること、海岸局の尖頭包絡線電力が10kWを超えないこと及び船舶局の尖頭包絡線電力が１チャネル当たり1.5kWを超えないことを条件として使用することができる。

u)　これらの周波数帯は、複数の3kHz連続チャネルを結合することにより広帯域デジタル変調方式に使用することができる。

v)　4146-4152kHz、6224-6233kHz、8294-8300kHz、12353-12368kHz、16528-16549kHz、18825-18846kHz、22159-22180kHz及び25100-25121kHzの周波数帯は、無線電話を使用する海上移動業務の局に対し混信を生ずることなく、保護を求めないことを条件として、ITU-R勧告M.1798に定める単信デジタル変調方式に使用することができる。デジタル変調方式は、占有周波数帯幅が2800kHzを超えないこと、全て１周波数チャネル内に位置すること、海岸局の尖頭包絡線電力が10kWを超えないこと及び船舶局の尖頭包絡線電力が１チャネル当たり1.5kWを超えないことを条件として使用することができる。

w)　海上移動業務で運用する局に、2017年１月１日より前にデータ伝送の導入のために第２附属書の使用を予定する主管庁は、本付録の第１附属書に準拠して運用する海上移動業務の局に対し混信を生じてはならず、保護を求めてはならない。また、それらの主管庁は、影響を受ける主管庁と２国間で調整を行うことが奨励される。

[1] 網掛けされていない欄内。